

パ
ロ
ー
ヨ
人権裁判所

の
へ
申
立
て



EUROPEAN COURT OF HUMAN RIGHTS
COUR EUROPÉENNE DES DROITS DE L'HOMME

COUNCIL OF EUROPE



CONSEIL DE L'EUROPE

ヨーロッパ人権裁判所 への私の申立て:

申立て方法および
あなたの申立て
の進展方法

この文書は、ヨーロッパ人権裁判所の広報部によって作成されたものです。それは、裁判所を拘束しません。また、それは裁判所が機能する手段について一般的な情報を提供することを目的としています。

より詳細な情報については、裁判所書記局によって作成される資料 (www.echr.coe.int のインターネットサイトで入手可能です)、特に裁判所規則を参照してください。

裁判所に申し立てられる大部分の申立ては、受理不可能であると宣言されます。つまり、裁判所は、裁判所に提訴するために必要とされる条件を満たしていないために、当該事件の本案を審査することなくそれらを却下します。受理不可能性に関する決定は、確定的であり、異議を申し立てることはできません。

裁判所によってあなたの事件が却下されないために、受理可能性に関する全ての条件を遵守することが重要です。あなたの申立てを提起する前に、あなたは、裁判所のインターネットサイト、特に受理可能性についての案内を参照するように勧めます。

あなたがまさに裁判所へ申立てを提起しようとしている場合

申立書は、裁判所のインターネットサイトで入手可能です。申立書をダウンロードし、例外なく全ての当事者を記入し、直接印刷し、そして、関連性のある書類の写しとともに申立書を送付しなければなりません。なぜならば、その写しは手続後にあなたに返却されないからです。申立書の紙版を入手するために裁判所に連絡しないでください。つまり、あなたの申立を提起するために期間を超過する危険があります（手続機関および裁判所のインターネットサイトにある申立書をどのように記入するのか説明する略述について実行機関に助言を求めてください）。

不十分な書類は、裁判所によって審査されない危険があります。したがって、申立書を完全におよび細心の注意を払って記入することが重要です。もし申立書のうち一つの要素が記入されていなかった、又は完全ではなかった、必要な書類コピーを加え忘れている場合に、裁判所は、申立書を審査することなく事件を登録することを拒否することができます。

あなたは、ヨーロッパ評議会の2つの公式言語であるフランス語又は英語のうちの一つで裁判所に訴えることができます。しかし、あなたはまた、ヨーロッパ評議会の加盟国のうちの一つのどんな公式言語でも提訴することができます。

あなたは、手続の開始時に弁護士によって代理される義務はありません。しかしながら、もしあなたが代理されることを決定した場合には、あなたは、正式に記入し、署名されたその旨の委任状を裁判所に返送しなければなりません。

ひとたび申立書が完全に記入されたら、それを以下の住所に添付書類とともに送付してください。:

The Registrar
European Court of Human Rights
Council of Europe
F-67075 Strasbourg cedex

書留であなたの書類を送付するほうがいいです。あなたは、当日郵便消印有効で、条約によって定められた期間内に裁判所に提訴しなければなりません。**申立てが郵便によってのみ送付されなければならないことに注意してください。**

いずれにせよ、ひとたび国内手続が確定的な司法判断によって完了したらすぐに、**できるだけ迅速に**あなたの申立書を送付することをあなたに勧めます。

あなたが裁判所に申立書を送付した場合

あなたの郵便物は、1日平均して1500通の郵便物が届く裁判所の中央郵便部局によって受領されることになります。この重要な大量の書簡のために、すぐに裁判所の責任にすることはできません。

あなたの書類が届いているか否かを知るために裁判所に電話をしないでください。もし裁判所が補足的な情報を必要としているならば、あなたに連絡するでしょう。

中央郵便部局は郵便物を取り扱い、次に、同様に取り扱う司法部にそれを送付します。つまり、国家に対応する司法部が問題としています。例えば、ドイツへ送られた申立書は、そこで働いている者による関連性のある言語および国内法の認識を理由として、ドイツの問題を取り扱う司法部に送付されるでしょう。

それから、あなたの書類は、法律家によって審査されるでしょう。申立ての番号は、それに割り当てられ、裁判所があなたの書類を認めたくない場合、裁判所は、それを登録するだけです。**もし裁判所があなたに連絡をしたならば、あなたは、申立てが単純に拒絶又は破棄されないように、与えられた期間内に裁判所に返答しなければなりません。**

いったん裁判所が事件の審査に必要な要素を有した場合には、あなたの申立ては、裁判所の裁判体のうちの一つに割り当てられるでしょう。

手続の間中、たとえもし手続が長いと思われるとしても、裁判所があなたに連絡するのを待ってください。毎年提起される申立ての重要な数(50000件以上)および関連する事件の相当数を理由として、裁判所は、裁判所が受領する郵便物および書類受領を非難すること、又は事件の審理に関するおおよその日についての情報を提供することはできません。

裁判所での手続は、書面によって行われます。したがって、あなたが裁判所に知らせることを望んでいるすべての情報は、書面でなされなければならない。

あなたの申立ての審査

1. 裁判体

あなたの書類を考慮して、あなたの申立ては、裁判所の裁判体、つまり、単独裁判官、委員会、又は小法廷のうちの一つに割り当てられるでしょう。

- ➡ もしあなたの事件が、その事件が裁判所に提訴するために必要な受理可能性の要件を満たしていないために、明らかに受理不可能であるならば、当該事件は、**単独裁判官**によって審査されます。裁判官が下した受理不可能の決定は最終的であり、あなたにそれは伝達されます。**受理不可能性に関する決定に異議を申し立てること、又はその問題に追加する情報を得ることはできません。その事件は、確定的に裁判所によって分類されることになります。その後、当該書類は、完全に破棄されることになります。**
- ➡ もしあなたの事件が繰り返しとみなされるならば、つまり、裁判所がすでにいくつかの事件において判断していた点を指摘しているならば、当該申立ては、**3人の裁判官からなる委員会**によって審査されるでしょう。この場合において、手続を説明する書簡があなたに送付されることになります。**そこではまた、裁判所は、もし裁判所が必要であるならば、あなたに連絡するでしょう**
- ➡ もしあなたの事件が繰り返しとしてみなされないならば、その事件は、**7人で構成される小法廷**によって審査されます。その小法廷は、常に確定的である受理不可能性の決定を下すことができます。しかし、もし小法廷が当該事件を受可能であると判断した場合には、それは、あなたが示す事実に基づいて判決を下すことになります。事前に、小法廷は、関連する政府に申立てを伝達します。つまり、小法廷は、申立ての存在を政府に通知すること、および事件に関する所見を寄託することを政府に認めることと同じことになります。あなたが手続の開始時に弁護士によって代理される必要がないのに対して、裁判所は、その段階でそれをするようにあなたに勧めます。**もう一度、あなたにその問題を連絡するのが裁判所です。**

- ➡ 情報について、**17人の裁判官で構成される大法廷**は、決して事件を直接提訴されませんが、裁判権放棄あるいは付託によって、手続の進展した段階で提訴されます。もしあなたの事件が過法廷に割り当てられたとしても、それが大法廷のために裁判権を放棄することができます。裁判権放棄は、事件が条約の解釈に関する重大な問題を提起している場合、又は管轄権の衝突に関する危険が存在する場合に、可能となります。大法廷はまた、小法廷の判決が下されて後3ヶ月以内の付託に基づく申立てを付託され得ます。しかしながら、事件の付託は、例外的な場合にしか裁判所によって認められておりません。

2. 審査の期間

事件、事件が割り当てられた裁判体、裁判所に情報を提供する当事者の迅速さ、および多くの他の要素に応じて変化する、事件の処理の平均的な期間が何かを示すことはできません。**裁判所が申立てによって提起された問題の重要性および緊急性を考慮に入れる取扱いの順番に従って、諸事件を審理することを理解してください。**したがって、最も重大な事件又は大規模な問題の存在に関連する事件は、より迅速に処理されることになります。あなたの申立てが常に係争中であるときに、あなたの事件の後に提起された事件が判決に至ることになります。

3. 口頭審理

裁判所は、小法廷又は大法廷の少数の問題（1年間に30件）について口頭審理を開いています。もし裁判所があなたの事件について口頭審理を開くことを決定した場合には、あなたはそれを通知されることになります。いずれの口頭審理も登録され、裁判所のインターネットサイトで閲覧可能となります。

手続の終了

裁判所は、いくつかの方法で申立ての審査を終了します。

1. 申立ての却下

➔ 証拠書類の廃棄

手続の開始時に、もし裁判所があなたに連絡し、あなたが裁判所に返答しない、又は与えられた期間内に返答しない場合には、裁判所は、あなたがその申立てを主張すること、および行政的事件を終了することを望んでいないと判断することができます。あなたの証拠書類は廃棄され、あなたはこの決定に対する如何なる上訴もできなくなります。

➔ 事件の削除

手続のより進展した段階で、裁判体へあなたの申立ての割当ての後に、裁判所は、もしあなたが与えられた期間内でその請求に返答しない場合には、名簿から当該事件を削除することができます。実際に、裁判所は、あなたがその申立てを主張することを望んでいないと判断することになります。裁判所はまた、友好的解決又は一方的宣言の結果として名簿から当該事件を削除することもできます。

したがって、最も良い期間内に裁判所に返答することが必要不可欠です。それは、その申立てを主張することを望まない申立人としてみなされなため、及び名簿から事件を削除させる、又は事件を終了させるためです。

➔ 申立ての受理不可能性

もし裁判所に提訴するために受理可能性の条件のうちの一つが遵守されていないならば、裁判所は、確定的な手段で、あなたの申立てを受理不可能であると宣言することになります。

2. 判決の宣告

もしあなたの申立てが受理不可能であると宣言されるならば、裁判所は、条約違反がないことを確認する、又は、反対にあなたの権利が侵害されていたと判断することができます。後者の場合において、裁判所は、あなたが被った損害を補償する目的である損害賠償をあなたに支給することができます。あなたは、如何なる場合にも裁判所が国内裁判所の判決を無効にすることはしないことに留意してください。

もし判決が委員会によって下された場合には、それは確定的であり、如何なる上訴の対象となることができなくなります。小法廷の判決は、3ヶ月の期間後に確定的となります。同様に、相手国政府は、申立ての新たな審査のために大法廷で当該事件の付託を求めることができます。思い出すことについて、裁判所は、例外的な場合にしか大法廷での付託の要請を認めません。大法廷の判決は確定的であり、如何なる上訴の対象となることはできません。

違反判決が確定する際に、裁判所は、その執行を関する役割を有するヨーロッパ評議会の閣僚委員会にその書類を移送します。その後、裁判所での手続は、終了されます。

結論として、裁判所に提訴するために受理可能性の要件を遵守することが重要です。もしあなたがそれをしない場合には、裁判所は、あなたの申立書を審査することなく申立てを却下することしかできません。

さらに、裁判所が受理不可能性の理由で申立てを却下する場合には、裁判所は、最終的にそれを行います。その結果、当該案件を再開すること、又はこの問題を対象とする新しい申立てを裁判所に提訴することができなくなります。

知っておくと役立つこと

■ 匿名性

裁判所での手続に関連する資料は、一般に入手することはできません。もしあなたが匿名を維持することを望むならば、あなたは、あなたが申立書を記入する時にその要請を行う、およびあなたの身分が明らかになることを望まないのがどんな理由かについて説明しなければならない。

■ 友好的解決

もし裁判所があなたの事件を受理可能と判断するならば、裁判所は、友好的解決に至るために、あなたが続けるあなたと国家の間での取極を見出そうと努めることになります。もしそれが不可能であると明らかになった場合には、裁判所は、あなたの申立書について意見を述べることができ、判決を下します。

■ 一方的宣言

もしあなたが、正当化根拠なく、友好的解決の提案を拒否するならば、裁判所は、政府が条約違反を認め、あなたに十分な賠償を与えることを約束する政府の宣言の結果として、申立てを終わらせることができます。

■ 暫定措置

あなたは、暫定措置を懇願することができますが、あなたの健康に対する差し迫った危険や重大な脅威がある場合に限ります。例えば、あなたが拷問を受ける危険にさらされる国への強制送還です。

反復的な質問

■ 裁判所への提訴は国内裁判所によって下された確定判決を執行することを免除することになりますか？

いいえ。裁判所への提訴は、訴訟を停止する効果はありません。したがって、あなたは、たとえもしあなたが裁判所での申立てを提起したとしても、国内裁判所によって下された確定判決を執行する義務があります。

■ 裁判所は弁護士を見つける手助けをすることができますか？

裁判所は、如何なる場合にも、弁護士を見つけるためにあなたを助けることはできません。例えば、あなたは、弁護士の名簿を得るためにあなたの市の弁護士会に連絡することができます。

■ 裁判所は、申立書を記入する手助けをすることはできませんか？

裁判所は、あなたの申立書を記入するためにあなたを助けることができません。裁判所に持ち込まれる手続において完全に中立であります。その結果として、裁判所は、あなたがインターネット上で入手でき、申立ての提起に必要なすべての資料や情報を備えている申立てに関するページを参照するようにあなたに勧めることしかできません。

■ 法的扶助制度はありますか？

はい。しかし、法的扶助は、手続の開始時に要請され得ません（関連する政府への事件の伝達の段階のみである）。あなたはまた、法的扶助が制度上認められていないことにも注意してください。

■ もし私が裁判所に個人で訪問した場合には、私の事件を直接説明すること、又はそれをより迅速に処理させることができますか？

絶対にできません。裁判所での手続は書面によって行われ、あなたが出向いたという事実は、手続の進展についての結果とならないでしょう。したがって、あなたが裁判所に赴くことはまったく役に立ちません。

■ 裁判所が法的助言を与えることができますか？

裁判所は、あなたが国内レベルで実施することができる過程および手続きに法的助言を与えるための権限がありません。裁判所での手続に関して、裁判所は、インターネットサイトで入手できる情報に関する資料の中で理解され、詳細に説明されている。如何なる場合にも、裁判所は、あなたの申立てに関する成功の機会があるのかを示すことができません。裁判所が決定又は判決によってその点について意見を述べることを待つ必要があるでしょう。

■ 裁判所は私が続けることを望んでいる状態に介入することはできますか？

いいえ。裁判所は、あなたが異議を申し立てる当局に対してあなたの趣向に介入することはできません。しかしながら、例外的な場合において、裁判所は、それが申立てを審査することができるようになるまで、一定の措置をとること、又は一定の行動を実施しないことを国家に要請することができます（一般的に、申立人が重大な身体的損害を被る危険がある事件が問題になっています）。

■ 私の事件と同様の事件はありますか？

裁判所の判決は、インターネットサイト上に公開されています。あなたは、あなたの事件と同様の事件がすでに裁判所によって解決されていたか否かを決定するために、検索することができます。

■ 私の申立てが受理できないと宣言された場合に、上訴は可能ですか？

受理不可能性の決定は確定的であり、如何なる上訴の対象ともなることができません。それは、裁判所に提訴する前に、受理可能性の条件を遵守することによく注意することの重要性を再度示しています。

■ 私の事件についての情報をどのように得るのですか？

裁判所は、裁判所で係争中の事件である状態についての情報に関する様々な要請に返答することはできません。裁判所での手続は書面で行われるために、裁判所は、もし補完的情報が必要である場合、又は手続の全ての段階のために、郵便によってあなたに連絡をすることになります。しかしながら、一定の情報は、インターネットサイト上でもまた入手可能です。（連絡、当事者への質問、受理可能性についての決定等）。

ヨーロッパ人権裁判所への私の申立て

申立て方法および
あなたの申立ての進展方法



European Court of Human Rights
Council of Europe
F-67075 Strasbourg cedex

www.echr.coe.int